				*	通信	信 年 月日付印	確認	整理	計 号	事務所	区分		管理	里番	号	申	告区分
受付印				処理 事項	Ĕ					1							
\		,	年	月	日	//	<u>.</u>		-	法	<u>人</u> :	番号	-		申4	告年 月	月日
		(申告	先)	東	御市县	₹	_	Li,		<u> </u>	أحب	i 		ı	ı	l .
所在地																	
(本市が支店) 等の場合は								事業種	目								
本店所在地と併記し			(電話)			兆	+	上億1	百万	î I	千口	р
(ふりがな)				FE.111					在の資	本金の	(ļ			!	. !)
N. 1. 6								額又は	出資金	きの額	ĺ		-		-	-	
法人名								前期末現在	の資本金	金等の額	ĺ	<u> </u>	+		<u> </u>	+	
(ふりがな)			(ふりか	がな)				─ 及 資本準備 d	色の額の	U 合算額	ĺ	! ! !	. !		!	. !	
代表者			経理責	任者				前期ョ	卡 現	在の		<u> </u>			i !		
氏名			氏	名				資本金							1.		
年月月日から			年		п÷	での	事者	業年度分	σ	市民種	かる	定由4	生主	·-	!	1	
年」月」月日から	1-1	Щ	Ŧ	月			争え	未干及刀		111111111111111111111111111111111111111	/LV2] .	AL 11 L			<u> </u>	der	
	拒	自				要						+	税	百万		額	р
前事業年度又は前連結事業年度の流	法人	.税割额	(19 0	の金額)							1						0 0
			6			``						ш	÷	<u> </u>	}	÷	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>
予定申告税額 (① ×	事業年	年度又に		古事業年	度の月数)					2				1	į	0 0
この申告が修正申告である場合は既	176	h/+ ^7	左 ⇒1 -	た业品	\D\H	和 ***					<u></u>		-			<u> </u>	
こい甲吉が修正甲吉である場合は既 	(二)	けいひ角	唯Æし7	にヨ朋ク	可い伝人	、忱刮領					3	<u> </u>			 	-	0 0
この申告により納付すべき法人税割額	額(2 - 3)								4		į		1	į	0 0
均 管定期間中において事務所等を												ш	-!-		! 	+	
	有し	ていた	月数								5				-1	Ļ	月
等												1	十億	百万	i i	+	
等 割			円	× -	12						6		ij		:	i	0 0
割額			円	× -	12								<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	0 0
等 割	4	+ 6	円	× -							⑥⑦						0 0
割額				× -		美所又は	寮等							当市税益	「分の『適「	均等	0 0 割σ
割額				× -	12 所、事業			寮等の所で	王地					税率	分の多適に	芯 区	0 0 割 の 分 に
等割額				× -	12 所、事業			寮等の所在	王地					税率	5 適 「	芯 区	0 0 割 の 分 に
等割額				× -	12 所、事業			寮等の所で	王地					税率	5 適 「	芯 区	0 0 割 の 分 に
等割額		市内に	所在す	× -	所、事業 事務	所、事業		寮等の所在	王地				(0)	税率	5 適 「	芯 区	0 0 割 の 分 に
等割額			所在す	× -	12 所、事業	所、事業		寮等の所在	王地				8	税率	5 適 「	芯 区	0 0 割 の 分 に
等割額	当	市内に	所在す	× ー	12 所、事業 事務	所、事業	ぎ所又は	寮等の所存		間	7		8	税率	5 適 「	芯 区	0 0 割 の 分 に
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年	当	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業	終所又は) 申	告の	期		7		8	税率	5 適 「	芯 区	0 0 割 の 分 に
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控 除取戻税額等)	当	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業	終所又は) 申		期		7		8	税率	5 適 「	芯 区	0 0 割 の 分 に
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控 除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属	当	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 十 二 の 前事業	美所又は) 申 年度又は	告の	期(年度6	D期間	7		8	税率	5 適 「	芯 区	0 0 割 の 分 に
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控 除取戻税額等)	当	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 十 二 の 前事業	美所又は) 申	告の	期(年度6	D期間	7		8	税率	5 適 「	芯 区	0 0 割 の 分 に
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控 除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属	当	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 前事業 通算	於所又は) 申 年度又は 親 法 人	告 の は前連結事業 の事業年	男 第年度の	期間期間	7	1	8 ·	税率	適 る ()	芯 区	0 0 割 の 分 に
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控 除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額	当	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 前事業 通算	を (所) 中 (年度又は 親) 法人 (5条の4の)	告 の は前連結事業 の事業年 徴収猶予を	期 第 東 の 受けよう	期間期間	⑦	1 1		税用	適 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○ 区業 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	000ののでは、100のでは、
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控 除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額	当三度	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 前事業 通算	於所又は) 申 年度又は 親 法 人	告 の は前連結事業 の事業年	期 第年度の 受けよう	期間期間	⑦	者数		税用	適 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	□ 区業 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	000ののでは、100のでは、
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控 除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額	当	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 ・	を (所) 中 (年度又は 親) 法人 (5条の4の)	告 の は前連結事業 の事業年 徴収猶予を	期 第 東 の 受けよう	期間期間	⑦	1 1		税用	適 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○ 区業 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	000ののでは、100のでは、
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税割額 市民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は	当	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 前事業 通算 法第18	を (所) 中 (年度又は 親) 法人 (5条の4の)	告 の は前連結事業 の事業年 徴収猶予を	期 第 東 の 受けよう	期間期間	⑦	1 1		税用	適 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○ 区業 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	0 0 ので 多人
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額 市民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額	当	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 前事業 法第15 指場 企	を (所) 中 (年度又は 親) 法人 (5条の4の)	告 の は前連結事業 の事業年 徴収猶予を	期 第 東 の 受けよう	期間期間	⑦	1 1		税用	適 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○ 区業 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	000のに募人 中 ロ 00
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税割額 市民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は	当	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 前事業 第二法第18 指定都	を (所) 中 (年度又は 親) 法人 (5条の4の)	告 の は前連結事業 の事業年 徴収猶予を	期 第 東 の 受けよう	期間期間	⑦	1 1		税用	適 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○ 区業 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	0 0 0 割 の 8 多者 人
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額 市民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る控除対象所得稅額等相当額以は 個別控除対象所得稅額等相当額の控除額 外国の法人税等の額の控除額	当 (b) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 前事業 法第15 指場 企	を (所) 中 (年度又は 親) 法人 (5条の4の)	告 の は前連結事業 の事業年 徴収猶予を	期 第 東 の 受けよう	期間期間	⑦	1 1		税用	適 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○ 区業 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額 市民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は 個別控除対象所得税額等相当額の控除額	当	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 前事業 第二法第18 指定都	を (所) 中 (年度又は 親) 法人 (5条の4の)	告 の は前連結事業 の事業年 徴収猶予を	期 第 東 の 受けよう	期間期間	⑦	1 1		税用	適 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○ 区業 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	0 0 0 m m m m m m m m m m m m m m m m m
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額 市民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る控除対象所得稅額等相当額以は 個別控除対象所得稅額等相当額の控除額 外国の法人税等の額の控除額	当 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1	を (所) 中 (年度又は 親) 法人 (5条の4の)	告 の は前連結事業 の事業年 徴収猶予を	期 第 東 の 受けよう	期間期間	⑦	1 1		税用	適 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	な	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取屋税額等又は個別帰属特別控除取屋税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額 市民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る性除対象所得稅額等相当額又は 個別控除対象所得稅額等相当額の地除額 外国の法人税等の額の控除額 外国の法人税等の額の控除額 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	当: (9) (10) (12) (13) (14) (15) (16)	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年	を (所) 中 (年度又は 親) 法人 (5条の4の)	告 の は前連結事業 の事業年 徴収猶予を	期 第 東 の 受けよう	期間期間	⑦	1 1		税用	2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2	な	0 0 0 m m m m m m m m m m m m m m m m m
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額 市民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る控除対象所得稅額等相当額又は 個別控除対象所得稅額等相当額の控除額 外国の法人税等の額の控除額 外国の法人税等の額の控除額	当: (9) (10) (13) (4) (5)	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 第 1	を (所) 中 (年度又は 親) 法人 (5条の4の)	告 の は前連結事業 の事業年 徴収猶予を	期 第 東 の 受けよう	期間期間	⑦	1 1		税用	2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2	な	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
等割額	当: E 度 (市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業 第18 指定都市に申告の	を (所) 中 (年度又は 親) 法人 (5条の4の)	告 の は前連結事業 の事業年 徴収猶予を	期 第 東 の 受けよう	期間期間	⑦	1 1		税用	2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2	な	0 0 0 0 8 万名 人
等割額 この申告により納付すべき市民税額 名 称 前事業年度又は前連結事業年 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額 市民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国際係会社等に係る控除対象所得稅額等相当額又は 個別控除対象所得稅額等相当額の控除額 外国の法人税等の額の控除額 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 租税条約の実施に係る法人稅割額の控除額 租税条約の実施に係る法人稅割額の控除額 組税条約の実施に係る法人稅割額の控除額	当: (9) (10) (13) (4) (5) (6) (7)	市内に合	所在す	× - トる事務 額の明	12 所、事業 事務	所、事業第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年	を (所) 中 (年度又は 親) 法人 (5条の4の)	告 の は前連結事業 の事業年 徴収猶予を	期 第 東 の 受けよう	期間期間	⑦	1 1		税用	2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2	な	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0